

こどもの意見の反映について

アンケートにおける主な意見等

関係条約	主な意見（あったらいい場所）	条例反映予定箇所（資料2）
第2条・31条	人種差別がなく、全年齢が楽しめて、遊べる場所	前文、4(1)③、4(2)①
第6条・19条	落ちつける場所、安心できる場所	前文、4(1)①、(4)①,②
第6条・19条	いじめがおこらない場所、一人でいられる場所	前文、4(1)④、(4)①,②
第12条	子供が安心して生活できるように意見を伝えられる場所	前文、4(3)①
第19条	子供が気軽に相談できる相談施設、自分のきもちを安心して話せる場所	4(4)①,④
第19条	こどもがいじめを受けてしまったとき～安心して通える特別な場所	4(4)①,②
第28条	勉強できる場所	前文、4(2)①
第28条	博物館	前文、4(2)①
第31条	遊具のある公園（ブランコ、ターザンロープ、大人も楽しめる遊具）	前文、4(2)①
第31条	ボール遊びができる公園（サッカー、野球、バスケットボール）	前文、4(2)①
第31条	広い公園、大きな公園	前文、4(2)①

ヒアリングにおける主な意見等（こども発達センター）

関係条約	主な意見	条例反映予定箇所（資料2）
第2条	こどもの権利という意味では障害児をすみ分けしない方がいいのではないか	前文、4(1)③
第2条	ヘルプマークの理解も進んでいないと思う	4(2)③
第3条	CoCo以外に相談したり話したりできる機関はない	4(4)④
第3条	特性がある子が運動できる施設が近くに全然ない	4(1)②、(2)①
第23条	（発達障害について）まだ理解が進んでいるとは言えない	4(2)③
第23条	堂々とうちは〇〇の障害があると言える社会になると良い	前文、4(1)③、(2)③
第29条	支援級がある学校が少ない	4(2)③、(4)④
第29条	発達にあった学校にいかせたい	前文、4(2)③、(4)④
第31条	公園が少ない	前文、4(2)①
第31条	ボールを使ったり大声を出していい公園が少ない	前文、4(2)①

ヒアリングにおける主な意見等（ブリッジスクール）

関係条約	主な意見	条例反映予定箇所（資料2）
第2条	悪口を言われたいない〔いじめのないこと〕（が大切だと思う）	前文、4(1)④
第2条	特に、大事だと思うのは、悪口を言われたいない・仲間はずれにされたいない	前文、4(1)③、④
第3条	高校生以降も通う事ができるブリッジスクール（があつたらいい）	4(2)①
第3条	公園を増やしてほしい	4(2)①
第12条	小学校の発表会等できちんと言ふことが大事だと思つた	前文、4(3)①
第12条	意見を言える（ことが大切だと思ふ）	前文、4(3)①、(3)③
第31条	公園を増やしてほしい	前文、4(2)①
第31条	公園に決まりがあつるところ（が嫌だ）	前文、4(2)①

ヒアリングにおける主な意見等（外国籍）

関係条約	主な意見	条例反映予定箇所（資料2）
第2条	仲間はずれにされたいない（ことが大切だと思ふ）	前文、4(1)③
第12条	参加する（ことが大切だと思ふ）	前文、4(3)①、③
第12条・13条	自分らしい、意見を言ふ（ことが大切だと思ふ）	前文、4(2)③、(3)①
第19条	おとなにひどいことをされたいない（ことが叶つていない）	前文、4(1)①、④
第19条・28条	学ぶ、安心して暮らす、平和に生きる（ことが大切だと思ふ）	前文、4(1)①、(2)①

ヒアリングにおける主な意見等（里子）

関係条約	主な意見	条例反映予定箇所（資料2）
第3条・31条	遊ぶ、休む、相談する（といつたことが満足に叶つていない）	前文、4(2)①、③、(4)④
第28条	学習支援が大変	前文、4(2)③、(4)④
第31条	遊んでいるとき（が一番楽しい）。門限は17:30	前文、4(2)①

ヒアリングにおける主な意見等（特別支援学校）

関係条約	主な意見	条例反映予定箇所（資料2）
第2条	障害児への理解や具体的なことをしてほしい	7(1)~(3)
第2条	（障害のある子とない子が）小さい時から触れ合って理解していくことが重要	4(1)③、(2)③
第3条	条例を制定後、実情に合わせて改訂してほしい	7(1)~(3)
第3条	条例制定後、理念だけでなく現実にしっかりと落とししてほしい	7(1)~(3)
第23条	（条例の）点字版も作ってほしい	4(2)③、(4)④
第23条	「サポートが必要な子」の記載があると良い	4(4)③
第29条	在籍校の先生の理解が進んでいないと感じる。迎え入れる学校側の体制も重要	前文、4(4)④
第29条	現状では情操教育にはなっていないと思う	4(2)①

ワークショップにおける主な意見等

関係条約	主な意見(どんな社会になるといいか)	条例反映予定箇所（資料2）
第2条	さべつしないたすけあう社会	前文、4(1)③
第2条	子供も大人も障害者もだれでも平等に生きられる社会	前文、4(2)③
第2条	子供だから～大人だから～女だから～男だから～がない社会	前文
第6条	誰もが生きづらさを感じない社会	前文、4(1)①
第6条	子供と大人が共存しあえて、仲良くできる社会	前文
第6条	「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会	前文、4(1)①
第12条	どんな人でも自由に意見を言える社会	前文、4(3)①
第12条	どのような人の意見もはんえいされる社会	前文、4(3)③
第12条	大人だけでなく子どもの意見をとりいれて発展する社会	前文、4(3)③
第13条	お互いの意見や個性を認めあえる社会、自分らしくいられる社会	前文、4(2)③
第13条	1人1人の個性が尊重され、過ごしやすい、社会	前文、4(2)③
第19条	いじめやパワハラを受けている人がいない社会、平和な街	前文、4(1)④、(4)①
第19条	ぎゃくたい ぼうりょく、はんざいがない社会	前文、4(1)④、(4)①

ワークショップにおける主な意見等

関係条約	主な意見(困ること・不満なこと)	条例反映予定箇所(資料2)
第2条	女子こうい室があるのに男子こうい室がない	前文、4(1)③、(4)③
第2条	1軍・2軍とかのグループがあること 上下関係?	前文、4(1)③
第2条	ジェンダー差別が多い	前文、4(1)③
第3条	公園ないでタバコをすわないでほしい	前文、4(4)②
第12条	志望校を親が決める	前文、4(3)③
第16条	先生は言ってほしくないこともなんでも言うてしまう	4(4)③
第16条	言われたくないことを人から勝手に言われる	4(4)③
第16条	勝手に部屋に入らないでほしい	4(4)③
第28条	自習できるところがほしい	前文、4(2)①
第31条	公園などの遊ぶ場所が限られていること	前文、4(2)①
第31条	遊べる場所をふやしてほしい	前文、4(2)①